



和歌山市  
公共施設  
景観形成  
ガイドライン



平成 30 年 4 月

和歌山市



## 目 次

---

1. はじめに .....	1
2. 公共施設による景観形成の意義 .....	3
3. 基本的な方針 .....	4
4. 配慮事項 .....	5
4-1 施設ごとの一般配慮事項 .....	5
4-2 要素ごとの一般配慮事項 .....	8
4-3 景観の種類ごとの個別配慮事項 .....	9
5. 事業の進め方 .....	25
6. 景観形成チェックシート .....	28
参考 .....	29

# 1.はじめに

## (1)ガイドラインの位置づけ

和歌山市公共施設景観形成ガイドライン（以下、本ガイドライン）は、本市の景観形成に貢献する公共施設の整備を推進するため、平成23年9月に定められた和歌山市景観計画に基づく、景観形成の理念や目標、10の景観の類型別景観形成方針等に即して、公共施設整備に際しての景観形成の基本的な方針や配慮事項を示したものである。

本ガイドラインを本市の景観形成の考え方として公表した上で、庁内の関係部局で本ガイドラインを共有し、これに沿った形で景観に配慮した公共施設整備を進め、良好な景観形成に努めるものとする。

## (2)対象事業

本ガイドラインは、和歌山市が実施する、次の公共施設を対象とする。

道路、河川、港湾・漁港、海岸、公園・緑地、公共建築物、面的整備、  
主な公共サイン、照明施設、ストリートファニチャー<sup>1</sup>

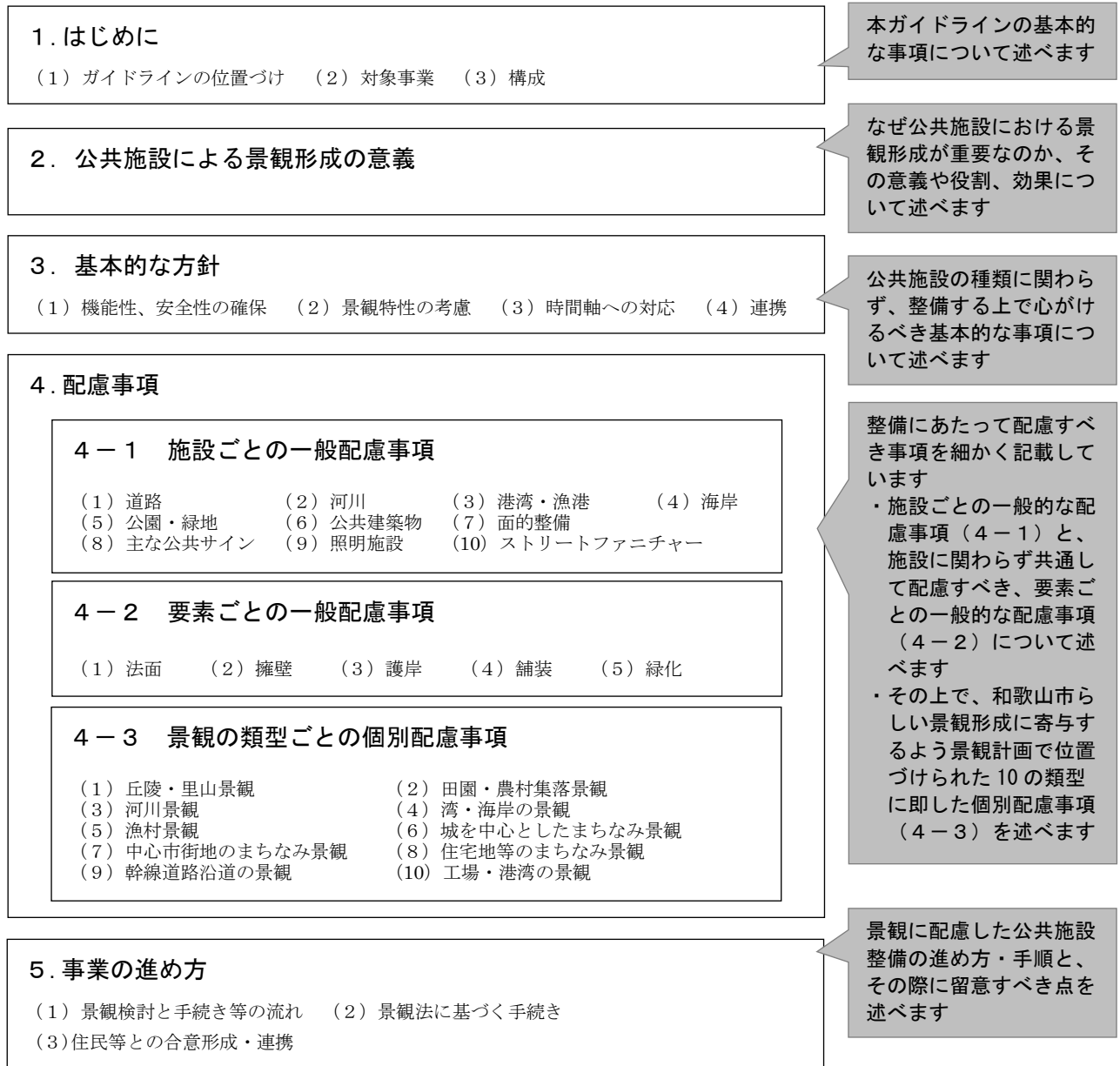
また、国、県等が実施する公共施設整備についても、本ガイドラインに配慮するよう求めていくものとする。

---

<sup>1</sup> ストリートファニチャー：ベンチ、彫刻、ゴミ箱など、屋外の公共空間に設置される施設。

### (3)構成

本ガイドラインは、以下の構成からなる。



## 2.公共施設による景観形成の意義

### ○公共空間を形成する主要な要素である

公共施設は、誰でも自由に使うことができ、市民の暮らしを支える、生活に密着した存在であり、公共空間に配置され多くの人の目に触れるものである。

また、公共空間を形成する主要な要素として、都市や地域のイメージや文化を形成する土台となるものである。

### ○規模が大きく、景観への影響が大きい

市民の安全な暮らしを守るための構造物や日々の移動を支える施設など規模が大きい施設が多く、また一度整備されると維持管理されながら長い間存在し続けるという特徴もある。

そのため周辺の景観への影響が大きく、整備や維持管理段階での景観形成への配慮が重要になる。

### ○地域の核となり得る

地域住民が集う施設や活動を行う場所などは特に、地域の活動の拠点となり得るものである。公共施設の整備をきっかけに、住民の自主的な活動や協働による取り組みに結び付く可能性もある。

そのため、施設の機能性はもちろん、地域性を考慮した景観形成を図ることが求められる。

### ○地域の景観形成を先導する役割が期待される

景観形成に配慮したまちづくりを今後本市において推進するにあたり、公共施設整備が本市の景観形成に果たす役割は大きく、地域の景観形成を先導する役割が期待される。

## 3.基本的な方針

公共施設整備にあたっては、次の基本的な点に配慮するものとする。

### (1) 機能性、安全性の確保

- 多くの市民が利用する公共性の高い施設として、十分な機能性、安全性を備えた施設の整備を行う。

### (2) 景観特性の考慮

- 本市の景観は、豊かな自然の上に永く積み重ねられてきた歴史が土台としてあり、市民の生活の中で育まれるなど、重層的に成り立っていることを踏まえ、下記の目標を軸に景観の類型ごとに景観特性を読み解き、地域景観の特性を重視した景観形成を図る。
- 景観計画で定める景観重点地区では、特に積極的に景観形成を行う。

#### 1) 自然

- 水量豊富な紀の川、東部を中心に広がる田園、和歌の浦・雑賀崎など特徴的なスポットを有する西部の海岸線などの、美しい自然を大切にする。

#### 2) 歴史・文化

- 古墳・万葉の時代から脈々と受け継がれてきた永い歴史と、和歌山城を中心に繁栄した城下町の骨格などの歴史的な資源を再認識し、まちづくりに活かす。

#### 3) その他

- 日々の暮らしや活動の中で育まれる景観にもまなざしを向け、まちとの関係を意識した景観形成に取り組む。

### (3) 時間軸への対応

- 維持管理の手間やライフサイクルコストを考慮し、計画する。また、樹木の成長や材質の経年変化等の時間の経過による変化に配慮する。
- 周辺住民になじみのある施設の整備においては、維持管理段階において、多様な主体の協力による実施を視野に入れ検討する。

### (4) 連携

- 地域住民など、利用者の意見をよく理解し、調整した上での整備に努める。
- 異なる部局間で連携し、公共空間でのより一体的な質の高い景観形成に努める。

## 4.配慮事項

### 4-1 施設ごとの一般配慮事項

施設ごとに配慮することが望ましい一般的な配慮事項は次の通り。

#### (1) 道路

道路は、自然から市街地まで多種多様な景観に接する施設であることを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 機能性と安全性を確保しつつ、周辺の自然の地形や周囲の環境になじむよう工夫を行う。
- 市民が日常的に接する機会が多い公共空間でもあるため、沿道の地域性や景観資源を活かしたきめ細かい景観形成を行う。
- 眺望点ともなり得るため、沿道景観を楽しむことのできるような配慮を行う。

#### (2) 河川

河川は、広々とした潤いのある景観を提供する要素であり、治水や利水などの面で、古くから地域の住民と深い関わりを持ってきたことを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 地域の安全な暮らしを確保できる機能を持たせた上で、水辺の自然景観を味わうことのできる場所として、市民にとって親しみ深い空間となるよう配慮する。
- 周辺の市街地の特性を踏まえた景観形成を行う。

#### (3) 港湾・漁港

港湾・漁港は、海の玄関口として生業や暮らしと密接に関連しながら、漁港や港湾施設、居住空間が一体となって形成されてきたことを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 高潮・津波等の自然災害に対して、地域の安全な暮らしを確保できる機能を持たせた上で、湾の自然地形や周辺環境になじむよう、可能な限り人工構造物としての存在感を抑えるよう努める。
- それぞれの港が持つ、スケール感や個性を尊重し、それぞれの場所に合った施設の整備となるよう努める。

#### (4) 海岸

海岸は、海と陸の接点という大きな自然の構造を体感できる場所であり、また広がりのある海への眺望が得られる場所でもあることを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 高潮・津波等の自然災害に対して、地域の安全な暮らしを確保できる機能を持たせた上で、海への眺望を確保するため、可能な限り人工構造物としての存在感を抑えるよう努める。



## (5) 公園・緑地

公園・緑地は、市民にとって身近な都市公園・都市緑地から、都市のシンボルと言える景勝地や城周辺の緑地など、多様な形で存在していることを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 立地する場所の、地形や既存の緑を活かすよう努める。
- 周辺の緑につなげて新たな緑を配置することで、緑の連続性を創り出すよう努める。

## (6) 公共建築物

公共建築物は、図書館や学校、市役所等など多くの市民が利用する施設であり、地域の拠点ともなり得るものであることを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- それぞれの施設の設置目的に即しつつ、周辺の地形やまちなみに合った外観デザインとなるよう努める。
- 市民が親しみを感じるような、開放的なデザインや温かみのある素材の活用を検討し、市民が利用しやすい施設となるよう配慮する。
- 景観上先導的な役割を果たすことができるよう、地域の環境の向上に寄与するような緑の配置やセットバック等を検討する。
- ライフサイクルコストを考慮に入れて計画し、適切な維持管理を行う。

## (7) 面的整備

面的整備である、市街地再開発事業やほ場整備などは、その規模ゆえに、周辺の環境や景観に与える影響が大きいことを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 面的整備では、地区内においてまとまりのある景観形成を行いつつ、周辺地域との境界付近では緑化や構造物のスケール感の調和を図り、違和感の軽減に努める。
- 農林関係事業では、生業の継承のために必要な機能を確保した上で、まとまった農地が広がり周辺の農村景観と調和する美しい田園を生み出すよう努める。

## (8) 主な公共サイン

主な公共サインは、景観上重要な場所や市内外から人の集まる場所に設置され、案内板など人の目に留まることの多い施設であることを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 利用する市民等の視点に立ち、周辺の同種の施設と合わせて情報を十分整理した上で、より伝わりやすくなるような見せ方の工夫に努める。
- 情報の更新なども含め、維持管理を適切に行う。
- 周辺の公共施設との統一感を持たせ、周辺景観の質の向上に寄与するよう努める。

## **(9) 照明施設**

照明施設は、道路および歩道空間や公共建築物等において、夜間の景観を作り出す基礎となる施設であることを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 安全性を確保しつつ、周辺施設の照明の状況も考慮して、全体として過剰な照明にならないように注意する。
- 夜間のにぎわいがある場所などでは、ライトアップ等による演出を行う。

## **(10) ストリートファニチャー**

ストリートファニチャーは、公共空間を構成する一要素として空間を演出することもできる施設であることを踏まえ、以下の配慮事項を守ることが望ましい。

- 周辺の公共施設と色彩を調和させ、統一感のある景観形成に努める。

## 4-2 要素ごとの一般配慮事項

---

施設を構成する各要素について、施設の種類に関わらず共通して配慮することが望ましい一般的な配慮事項は次の通り。

### (1)法面

- ・人工物による違和感を軽減するため、基本的にもとの地形を活かし、さらに擁壁等の併用を検討し、可能な限り規模は小さくするよう努める。
- ・周囲の地形になじませるため、ラウンディング<sup>2</sup>などを行う。
- ・年月を経て周囲の環境に溶け込んでいくよう、法面の緑化に努める。

### (2)擁壁

- ・必要な安全性、機能性を満たしつつ、周囲に圧迫感を与えないよう、可能な限り規模は小さくするよう努める。
- ・時間の経過により見苦しくならないよう耐久性を備えた素材を用いる。
- ・周辺の緑になじみやすくするため、擁壁前面への植栽や下垂植栽の導入や、自然素材を用いるなどの工夫を行う。

### (3)護岸

- ・必要な安全性、機能性を満たしつつ、人工物による違和感を軽減するため、可能な限り規模は小さくするよう努める。
- ・人が多く集まる場所では水辺を身近に感じることができるよう、水辺へのアクセス性を確保するよう努める。

### (4)舗装

- ・必要な機能性、快適性を満たしつつ、場所の特性に応じたものとなるよう適切な素材や色彩を選択する。

### (5)緑化

- ・既存樹木は積極的に保全・活用を図る。必要であれば、移植等も検討する。
- ・新たに樹木等を配置する際は、既存の緑と連続するよう、配置や樹種を工夫する。
- ・維持管理の作業量や、樹木の成長など、時間の経過とともに変化する要素を考慮して、配置の計画を行う。特に眺望点付近では、眺望を阻害してしまわないよう、適切な維持管理を行う。また、
- ・四季折々の緑の表情が楽しめるよう、季節の移り変わりを考慮した樹種の選択に努める。

---

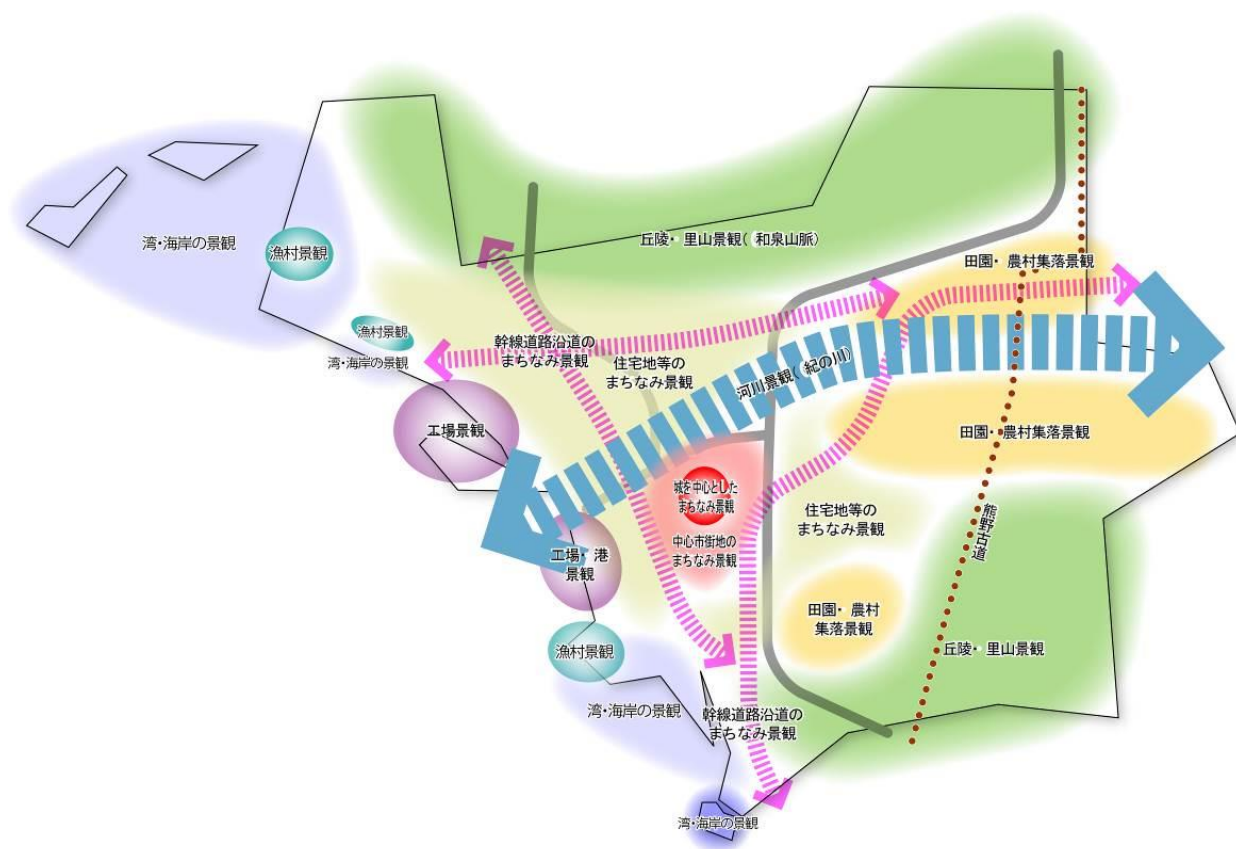
<sup>2</sup> ラウンディング：切土の頂部の法面や法肩を、丸みを付けてすり付けること。

### 4-3 景観の種類ごとの個別配慮事項

本市の景観計画で定める10の景観類型ごとの景観形成の目標及び方針に沿って、地域性を考慮した景観形成を行うため、配慮することが望ましい個別事項について述べる。「施設ごとの一般配慮事項」「要素ごとの一般配慮事項」と併せて、可能な限り配慮に努めるものとする。

#### 10の類型

- (1) 丘陵・里山景観
- (2) 田園・農村集落景観
- (3) 河川景観
- (4) 湾・海岸の景観
- (5) 漁村景観
- (6) 城を中心としたまちなみ景観
- (7) 中心市街地（大通り・商店街・駅前等）のまちなみ景観
- (8) 住宅地等のまちなみ景観
- (9) 幹線道路沿道の景観
- (10) 工場・港湾の景観



## (1) 丘陵・里山景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
市の骨格を形づくる和泉山脈の山なみや東部の緩やかな地形が形づくる緑豊かな丘陵景観の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地の背景となる和泉山脈の山なみ景観を保全する</li> <li>○健全な里山環境を保全する</li> <li>○開発等に際しての丘陵・里山の緑豊かな景観との調和を図る</li> <li>○里山の維持活動など、丘陵・里山に親しみ、地域の良さを再発見する景観まちづくり活動を推進する</li> </ul>

### 公共施設の景観形成の方針

自然の広がりの中に配置する人工構造物は、違和感を与える要素となり得るため、その影響を最小限に止めた整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- 稜線を保全するとともに、可能な限り地形の改変を小さくとどめる。
- 人工的な構造物の配置による、山なみや里山の景観への影響を最小限にとどめる。
- 周辺の土壌や植生へ与える影響を考慮し、健全な状態を保全するための工夫をする。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- 地形改変の規模を小さく止めるとともに、特徴的な既存の樹木をなるべく保全できるような路線の選定に努める。
- 盛り土、切土を行う時は、緑が育ちやすい環境になるように配慮した形状とする。
- 法面は周辺の緑と調和するような緑化に努める。
- ガードレールや街路灯等は、周辺環境と調和する落ち着いた色彩とする。

#### 【公園・緑地】

- 既存の樹木を保全し活用する。
- 里山の植生や生態系への影響を考慮し樹種の選択、配置を行う。

#### 【公共建築物】

- 里山のスケールに対して、突出しない規模にとどめる。
- 里山と調和する、落ち着いた意匠や色彩とする。

#### 【面的整備】

- 元の地形の起伏をなるべく活かした建物の配置計画を行う。
- 既存の樹木を保全し、活用できるよう計画する。あるいは、周辺の植生となじむよう緑を配置する。

## (2) 田園・農村景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
広がりのある田園景観や特徴的な農村集落景観の保全・継承・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まとまりのある農地を保全する</li> <li>○田園風景と一体となった旧街道筋(熊野古道など)の集落のまちなみを保全・継承する</li> <li>○開発等に際しての既存の田園景観・農村集落景観との調和を図る</li> <li>○地域の維持活動や伝統行事の継承など、田園に親しみ、地域の良さを再発見する景観まちづくり活動を推進する</li> </ul>

### 公共施設の景観形成の方針

まとまりのある田園、集落景観などの、住民の暮らしの営みによって形成された景観と調和した整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- 田園や集落の景観から突出しないようにする。
- 田園や集落と調和するように、緑化を行う。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- 集落内やその周辺では、住民の暮らしの営みのスケールにふさわしい規模の道路整備を検討する。
- 集落内の道路の拡幅等を行う際は、まちなみの継承に努める。
- 熊野古道を分断するような整備はなるべく避ける。
- ガードレールや街路灯等は、周辺環境と調和する落ち着いた色彩とする。

#### 【公園・緑地】

- 周辺の植生との調和を意識する。
- 周辺の緑地との連担する緑のまとまりの創出を図る。

#### 【公共建築物】

- 連担する農地を分断してしまわないような配置にする。
- 田園や農村のスケールの中で突出しない規模とする。
- 集落の落ち着いたまちなみと調和するデザインとなるよう努める。

#### 【面的整備】

- 周辺に広がる農地との不連続による違和感をなるべく生じさせないよう、周辺の緑化に努める。
- 農村集落に隣接する場合は、落ち着いたまちなみと調和する規模となるよう努める。

### (3) 河川景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
1) 市の骨格を形づくる紀の川の開放感を感じることのできる河川景観の形成	○河川空間の広がりある景観の確保と開発等に際しての調和を図る

#### 公共施設の景観形成の方針

開放的な印象を与える場所として、すっきりとした河川空間の整備を行う。

#### 公共施設の基本的な配慮事項

- 広々とした河川空間を保全し、緑被面積を確保する。
- 周辺の景観の成り立ちや植生等を踏まえた景観形成を行う。
- 橋上など河川への眺望点となり得る場所では、眺望への影響を配慮した施設の配置を行う。

#### 施設ごとの個別配慮事項

##### 【道路】

- ・橋や堤防に設置する防護柵は、河川への眺望を確保するため、ガードパイプ等の透過性の高いもの使用を検討する。

##### 【河川等】

- ・田園や市街地など、変化する周辺の景観に合わせ、護岸や河川敷の植生等はそれぞれの景観になじむように配慮する。
- ・配置する施設等の人工的な要素は、規模をなるべく小さくとどめる。

##### 【公園・緑地】

- ・河川敷の公園に配置する施設は、高さを抑え、存在感を軽減する。

##### 【公共建築物】

- ・周辺での公共建築物の整備の際は、橋梁や堤防の上からの眺望を考慮し、高さや形状を工夫するなど、河川の広々とした眺望を阻害しないようにする。

#### (配慮の例)



- ・緑に覆われ広々とした河川敷の空間となっている
- ・樹木の配置により、快適な公園空間が形成されている



### (3) 河川景観(続き)



景観計画の目標像	景観計画の方針
2)川との関係に配慮した市街地内河川及び沿川景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親水性<sup>3</sup>に配慮した河川空間を形成する</li> <li>○都市の裏側ではなく表側となるような沿川の建築物等の誘導を図る</li> <li>○市街地内河川及び沿川空間を活用した水辺に親しむ取組みやにぎわいづくりの取組みを推進する</li> </ul>

#### 公共施設の景観形成の方針

市民が親しむことのできる潤いある空間としての市街地内河川の整備を行う。

#### 公共施設の基本的な配慮事項

- 親しみや居心地の良さが感じられる水辺とする。
- 周辺の建物や市街地の状況を考慮し、市民が水辺に近寄り散策できるようにする。
- にぎわいづくりの観点から、河川側から沿川の建築物へのアクセスが可能になるよう努める。

#### 施設ごとの個別配慮事項

##### 【道路】

- 橋や堤防に設置する防護柵は、河川への眺望を確保するため、ガードパイプ等の透過性の高いもの使用を検討する。

##### 【河川等】

- 安全性等を考慮しつつ、物理的に水辺に近づきやすくなるような形態にする。
- 河川側から沿川の建築物へのアクセスを可能にする構造となるよう努める。
- 親しみやすく居心地のよい水辺として緑化に努める。

##### 【公園・緑地】

- 河川に接する場所での公園整備は、河川の広がりある空間を活かし一体的な整備に努める。

##### (配慮の例)



- 水辺に近づくことができる構造となっている
- 沿川が緑化され、居心地のよい空間となっている

<sup>3</sup>親水性：水辺と親しみやすい空間となっていること。



## (4) 湾・海岸の景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
1) 万葉の時代から詠まれた地形と生活、営みが一体となった独特の景勝美を持つ湾・海岸景観の保全・継承・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地形が織りなすダイナミックな島しょ景観を保全する</li> <li>○名所として描かれた景勝美を有する文化的景観を保全・継承する</li> <li>○湾に面してパノラマ的に広がる眺望景観や名所のスポットの保全と、開発等に際しての適切な誘導を図る</li> <li>○海辺の風景の美しさを再発見する景観まちづくり活動を推進する</li> </ul>

### 公共施設の景観形成の方針

地形が織りなす繊細な自然の美しさや、周辺の歴史文化的資源を保全するとともに、自然景観への眺望を意識した整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- 広がりのある海への眺望、島しょへの眺望、パノラマ的に広がる俯瞰<sup>4</sup>の眺望景観を保全する。
- 海岸沿いの景勝地における整備では、周囲の落ち着いたまちなみに調和するようにする。
- 歴史文化の文脈に配慮した景観の形成に努める。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- ・橋や堤防に設置する防護柵は、湾や海岸への眺望を確保するため、ガードパイプ等の透過性の高いもの使用を検討する。
- ・松並木等の保全に努める。

#### 【港湾・漁港】

- ・漁港施設は、島しょへの眺望を妨げない規模で突出しない色彩とする。

#### 【海岸】

- ・人工構造物は規模を抑え、海岸の風景から突出しないシンプルな意匠とする。
- ・特に干潟周辺など繊細な自然の美を有する場所での整備では、人工構造物の存在感を低減するために、周辺の景観から突出せず調和するような規模や意匠、色彩とする。

<sup>4</sup> 俯瞰（の眺望景観）：小高い丘、小山などから入り組んだ地形や海岸線、家並みなどを見下ろす景観。

### 【公園・緑地】

- 島しょへや海への眺望が得られる場所では、樹木等の維持管理を適切に行い眺望の保全に努める。
- 松林等の昔からある植生の保全を図る。

### 【公共建築物】

- パノラマ的な俯瞰の眺望景観を有する場所や名所スポット周辺への公共建築物の配置の際は、周囲からの眺望を阻害しないことを念頭に置き、周辺に溶け込む色彩や形状、高さとする。
- 施設から島しょへの眺望を確保する。

#### （配慮の例）



- 高さは低く抑え、パノラマ的眺望景観を保全している
- 海面と調和した屋根の色彩や自然色を用いた壁面の色彩により、周辺に溶け込んでいる

（和歌の浦アート・キューブ）

#### (4) 湾・海岸の景観(続き)



景観計画の目標像	景観計画の方針
2) 人々が集いにぎわう海辺に開かれた湾・海岸景観の形成	○自然の海岸線を活かし、海辺に開かれた景観を楽しめる空間の確保と開発等に際しての適切な誘導を図る ○テーマ性を持った統一的な景観の誘導を図る



#### 公共施設の景観形成の方針

海という自然の広がりの中に配置する人工構造物は、違和感を与える要素となり得るため、海への眺望への影響を最小限に止めた整備を行う。

#### 公共施設の基本的な配慮事項

- 地形の改変を避け、自然の海岸線を保全する。
- 人工構造物が突出しないようにし、海への眺望を確保する
- 周辺の公共施設との調和を意識する。

#### 施設ごとの個別配慮事項

##### 【道路】

- ・橋や堤防に設置する防護柵は、湾や海岸への眺望を確保するため、ガードパイプ等の透過性の高いもの使用を検討する。

##### 【海岸】

- ・離岸堤や防潮堤等の施設の配置の際は、可能な限り海への眺望を妨げない規模に抑える。
- ・人工構造物は海岸の風景から突出しないシンプルな意匠とする。

##### 【公共建築物】

- ・周辺の景観の特徴を踏まえた意匠や色彩とする。

## (5) 漁村景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
自然と向き合いながら永く営まれてきた独特な漁村景観の保全・継承・育成	○漁村集落を特徴づけるまちなみを保全する ○暮らしに根ざした漁村文化を継承するとともに、漁村の風景や生活文化に根差した景観まちづくり活動を推進する



### 公共施設の景観形成の方針

海、集落、山が一体となった景観構造を保全し、漁村の暮らしのスケールに合った整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- 海中・海上に設置する施設は、人工構造物としての違和感を軽減するよう努める。
- 漁村での暮らしの営みのスケールとの調和を図る。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- ・ 集落間をつなぐ道路は、可能な限り地形の改変を避け、背後の山の稜線の保全に努める。
- ・ 集落内の道路は、現状の線形、幅員を活かし、漁村の暮らしの景観との調和に努める。

#### 【港湾・漁港】

- ・ 人工構造物は、湾の地形や漁村のスケールから突出しない規模とする。
- ・ 海面や湾をとりまく緑と調和する色彩とする。

#### 【公共建築物】

- ・ 周辺のまちなみと調和する規模とする。

## (6) 城を中心としたまちなみ景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
1) 城下町都市・和歌山の景観の領域性に対する認識を高め、それを体現する「城のあるまち・和歌山」の景観の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○城下町都市・和歌山の歴史や文化を発信する</li> <li>○特徴ある景観資源を活かしつつ、「城のあるまち・和歌山」としての新たなまちなみ景観を創造する</li> </ul>
2) 城のシンボル性と武家屋敷地の名残としての大型敷地の特性、戦後の都市発展の中で築かれた都市の資産を活かした、本市の中心としてふさわしい風格ある景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○城のシンボル性を活かした歴史と風格を感じさせる景観を保全する</li> <li>○城に面する通りごとの特性を活かした大型敷地の風格あるまちなみ景観を誘導する</li> </ul>
3) 城から連なる緑と点在する歴史的資源に着目し、緑と歴史が息づく、やすらぎを感じることでできる景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風致地区等による緑が連なる景観を保全する</li> <li>○点在する歴史的資源の魅力を活かしたまちなみ景観を誘導する</li> </ul>
4) 町人地としてのまちなみの連続性や市堀川等の資源を活かした界限性 <sup>5</sup> の高い通りの景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通り・川沿いに連なる空間特性を活かした連続性ある建物ファサード<sup>6</sup>を誘導する</li> <li>○中心市街地活性化の動き等と連携し、歩いて楽しい通りの景観を発掘・演出する</li> </ul>

### 公共施設の景観形成の方針

城下町の歴史性を理解し、継承する。

城下町にふさわしい、風格ある公共空間の景観形成を行う。

和歌山城周辺の通りごとの特徴を活かした景観整備を行う。

和歌山城周辺で育まれてきた、緑や歴史文化資源と一体となった景観形成を行う。

回遊する歩行者の目線に立ち、場所ごとの歴史や特徴を生かした整備を行う。

<sup>5</sup> 界限性：個々の店舗・商店後等が集積して、全体としてにぎわいや生業の活気などの生活感あふれる雰囲気を感じさせる状況。

<sup>6</sup> ファサード：建築物の正面の外観。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- 歴史を感じさせる風格ある空間づくりを行う。
- 城周辺の通りからの、城への眺望を確保する。
- 連続性のあるまちなみを形成する。
- けやき大通り、中央通り、三年坂通り、堀端通りにおいて、それぞれの特性を考慮した景観形成を行う。

#### 【けやき大通り、中央通り、三年坂通り、堀端通りにおける景観形成について】

- けやき大通りは、本市の骨格であり、緑豊かなけやき並木をたずさえた魅力的な道路空間が形成されている。城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、本市のメインストリートとしてふさわしいにぎわいと風格をもったまちなみ景観を形成する。
- 堀端通りは、城とお堀が一体となって存在し、城への景観を楽しめる通りとなっている。城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、シビックゾーンとしてふさわしいゆとりとうるおいのあるまちなみ景観を形成する。
- 中央通りは、南海和歌山市駅から続く広幅員の幹線道路で、商業・業務系の施設が立地する通りである。市の幹線道路であり、城内から連なる緑や石垣、広幅員の道路空間を活かした、シンボリックな道路景観を形成する。
- 三年坂通りは、通りを含む沿道が風致地区に指定されているため低層の建物が並ぶ通りである。緩やかな坂の勾配を活かし、堀や石垣との関係性に配慮した見通しの良い、静かなたずまいを感じることができるまちなみ景観を形成する。

- 風致地区等に隣接する場所では既存の緑を活かし、緑が連続する景観を形成する。
- 点在する歴史文化資源による落ち着いたまちなみを引き立たせる、すっきりとした景観形成を行う。
- 歩行者の視線を考慮し、歩いて楽しい通りの景観形成を行う。

## 施設ごとの個別配慮事項

### 【道路】

- 通りごとの景観の特性を踏まえ、風格やにぎわいを印象づける舗装の素材の選択に努める。
- 新たな緑の配置の際は、既存の緑を活かして緑を連担させる。
- 点在する歴史文化資源を結ぶ道路においては、落ち着いたまちなみを損ねないように、維持管理を適切に行う。

### 【河川等】

- お堀は、将来に継承していくため、適切に維持管理を行う。

### 【公園・緑地】

- 松などの古くからある植生を継承する。
- 和歌公園等では、緑の維持管理を適切に行う。

### 【公共建築物】

- 沿道景観の連続性確保のため、先導してセットバックを行う。
- 風格を感じさせる落ち着いた形態、意匠、色彩とする。
- 敷地際は緑を配置し、周辺の緑との連続化を図る。

### 【主な公共サイン】

- サイン等は整理統合してすっきりと配置するよう努め、雑多な印象を与えないよう注意する。
- 案内板は、歴史を分かりやすく伝える解説になるよう見せ方を工夫する。

### 【ストリートファニチャー】

- ストリートファニチャーは、風格ある通りにふさわしい色彩とし、シンプルな意匠の中で洗練された印象を与える、上質な意匠となるよう努める。

#### （配慮の例）



- 堀に沿って松並木が連続し、趣のある景観が形成されている

（堀端通り付近）



## (7) 中心市街地のまちなみ景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
にぎわいや活力を感じさせるまちなかの景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の玄関口である駅前空間の質的向上を図る</li> <li>○けやき大通りをいかしたにぎわいや回遊性を創出する</li> <li>○ぶらくり丁を中心とした中心市街地の景観の向上を図る</li> <li>○中心市街地のストックを活用したにぎわいづくりの取組みを推進する</li> </ul>



### 公共施設の景観形成の方針

まちの顔として、質の高い公共空間の整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- しっかりとした公共施設整備により質の高い公共空間の景観形成を行う。
- 通りや場所ごとの特徴を活かした景観形成を行う。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- ・駅前空間ではシンプルで洗練された意匠の施設を配置することにより、玄関口にふさわしい質の高い公共空間を形成する。
- ・けやき大通りは、けやきの街路樹を活かした緑豊かな景観形成に努める。
- ・歩行者空間では、防護柵や街路樹の適切な配置により、歩いて楽しい景観形成を行う。

#### 【公園・緑地】

- ・市街地に潤いを与える緑豊かで居心地のよい公園となるよう努める。

#### 【公共建築物】

- ・低層部は通りのにぎわいづくりに寄与するような開放的な外観とする。
- ・隣接する建物等と連続感のある外観とする。

#### 【主な公共サイン】

- ・サイン等は整理統合してすっきりと配置するよう努め、雑多な印象を与えないよう注意する。



## (8) 住宅地のまちなみ景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
1) 古くからの特徴的なまちなみを有する住宅地の景観保全	○特徴的なまちなみを保全する ○敷地内やまちかどの緑を創出する
2) 緑豊かで潤いのある住宅地の景観形成	○ゆとりあるまちなみを保全する ○敷地内やまちかどの緑を創出する
3) 周辺との調和を意識した住宅地の景観形成	○周辺のまちなみなど地域との統一感を確保する ○住民の手による地域の景観まちづくりの取組みを推進する

### 公共施設の景観形成の方針

昔ながらの住宅地では、その特徴を活かした公共空間の整備を行う。個人敷地内の豊かな緑を活かし、潤いある道路空間を形成する。周辺地域との一体感を創出するような公共施設の整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- 昔ながらの住宅地では、落ち着いたまちなみに合った景観形成を行う。
- 周囲の緑の状況に応じて、連続性のある緑を生み出す。
- 周辺のまちなみとの連続性に配慮した、道路空間の整備や公共建築物の整備を行う。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- 個人が所有する敷地の緑と一体感のある樹木を沿道に配置し、連続感のある緑を創出する。

#### 【公園・緑地】

- 地域の歴史を感じさせる樹木を保全する。

#### 【公共建築物】

- 多くの人が行き交い視線の集中する場所付近では、シンボリックな樹木を配置する。
- 敷地内は緑化しうるおいの創出に努める。
- 外壁には、耐久性も考慮しつつ、温かみの感じられる素材を用いる。
- 全体としては、住宅地のまちなみに調和する落ち着いた色彩を用いる。

## (9) 幹線道路沿道の景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
秩序ある沿道の景観形成	○建築物や屋外広告物等の整序を図る ○沿道の緑の創出により潤いを確保する



### 公共施設の景観形成の方針

すっきりと整った道路空間の整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

- 整然とした印象を与える道路空間の形成に努める。
- 沿道景観に統一感の不足している場所では、道路空間における工夫により、積極的な統一感の創造を行う。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- ・付帯施設などは可能な限り整理統合する。
- ・沿道景観に統一感の不足している場所では、街路樹等を効果的に配置することにより、積極的な統一感の創造を行う。

#### 【ストリートファニチャー】

- ・ストリートファニチャーの色彩等の統一に努める。

#### (配慮の例)



- ・並木により、ロードサイドの看板が目立ちすぎず、道路空間に統一感が与えられている

## (10) 工場・港湾の景観



景観計画の目標像	景観計画の方針
周辺環境と調和したダイナミックな工場・港湾の景観形成	○工場周辺の緑を保全・創出する ○産業の活力を想起させる工場・港湾景観への誘導を図る



### 公共施設の景観形成の方針

産業の活力ある景観の中にも潤いのある景観の整備を行う。

### 公共施設の基本的な配慮事項

○緑をつなげ、うるおいを創出する。

### 施設ごとの個別配慮事項

#### 【道路】

- ・街路樹等を配するなど、民地の緑化と合わせて潤いのある沿道の景観形成に努める。

#### 【公園・緑地】

- ・工場周辺の緑地を保全し、またそれと一体となった緑を生み出すことができるように樹木を配置する。

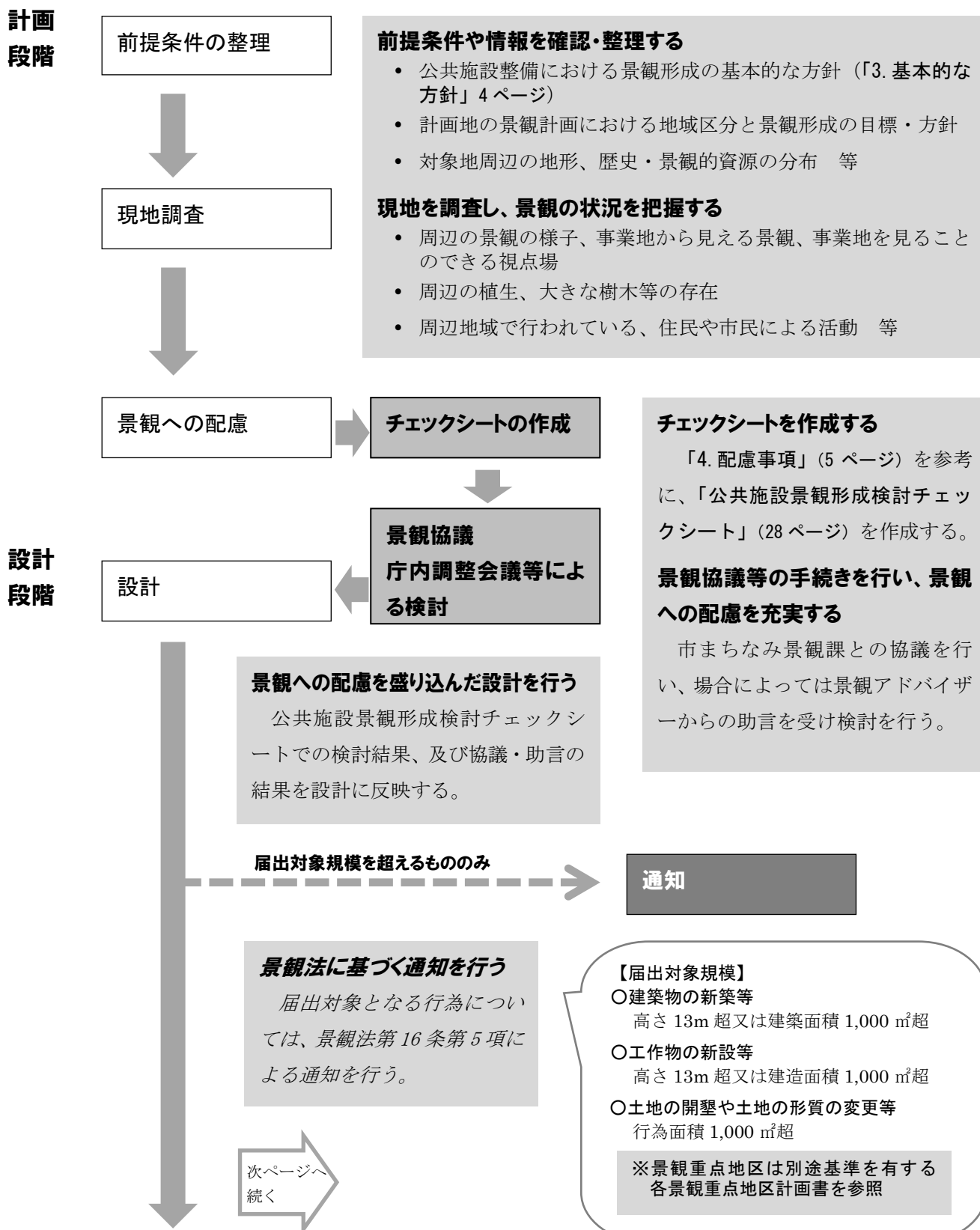
### (配慮の例)

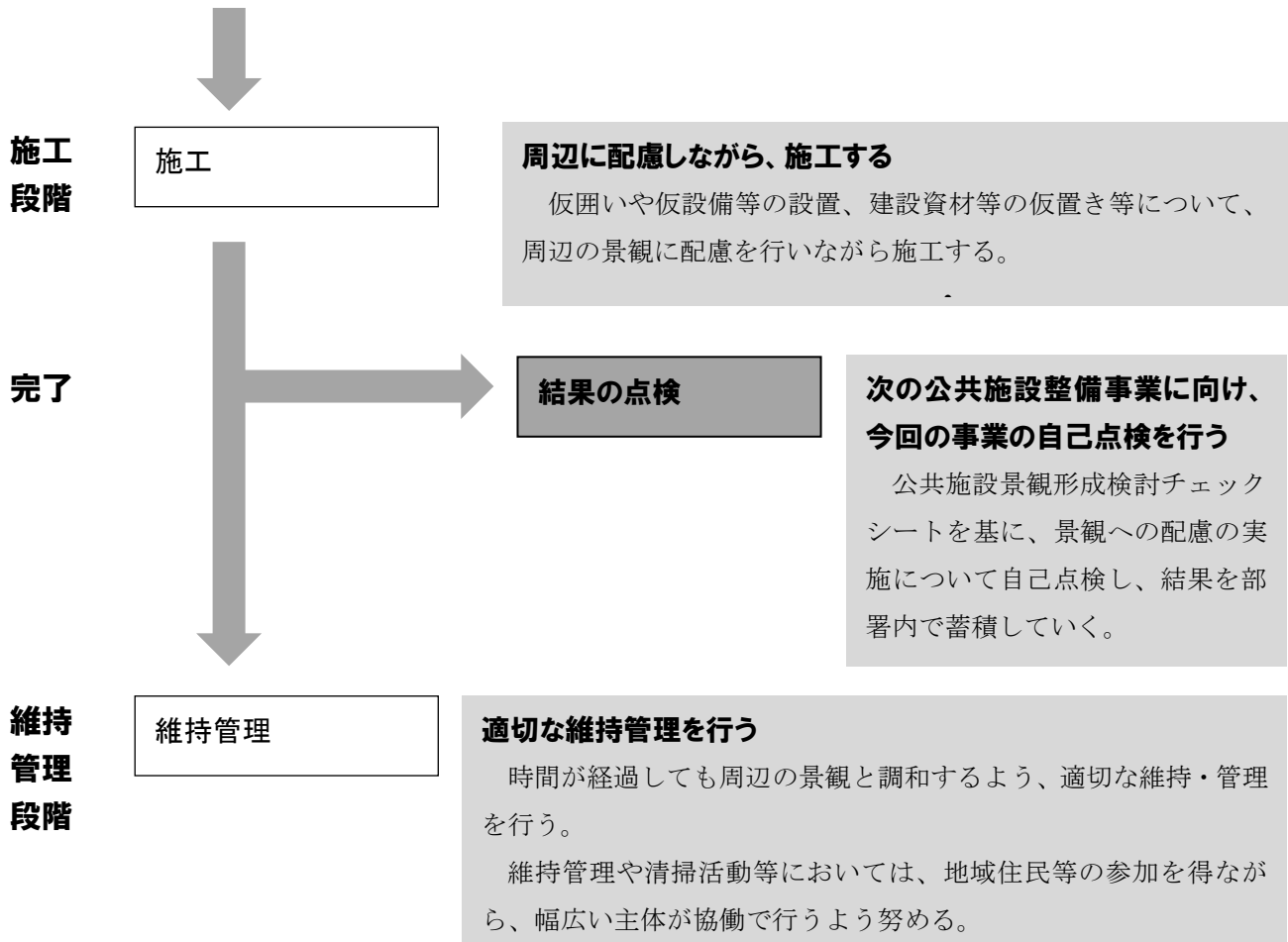


- ・工場周辺に緑地帯が設けられることにより、大規模な工場から受ける圧迫感が軽減され、潤いある景観が形成されている

## 5.事業の進め方

### (1)景観検討と手続きの流れ





## (2)景観法に基づく手続き

届出対象規模を超えるものについては、景観法第16条第5項に基づき通知を行う。

前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

(景観法第16条第5項)

(届出対象行為)

区 分		規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
	②その他の工作物	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為面積3,000㎡超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		上記建築物の新築等に 伴い設置するもの
木竹の伐採		行為面積10,000㎡超

※景観重点地区については、別途基準を有する

※景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。

## (3)住民等との合意形成・連携

周辺住民に関係の深い施設や、整備をきっかけに住民等の参加を得ながら活用を図っていききたい施設の整備においては、住民等と連携しながら整備を行うことが望ましい。

### ①適切な情報提供・説明会等の実施

- ・事業について、計画の段階で地域住民に対して説明会を開催する。

### ②ワークショップ等、意見聴取の機会の設定

- ・計画段階に、住民参画によるワークショップ等を開催し、設計の内容や維持管理方法等についての意見を適宜計画に取り入れる。

### ③整備後の維持管理における連携

- ・住民等の参画を得ながら連携して施設の維持管理等を行う。

## 公共施設景観形成検討チェックシート

(記入日： 年 月 日)

①事業の概要	
事業名	
事業個所・対象地	
事業期間	
対象地の景観に関する地区指定など	<input type="checkbox"/> 景観重点地区 <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 自然公園 <input type="checkbox"/> 無し ----- (該当する地区の名称)
事業規模 (事業費)	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川等 <input type="checkbox"/> 港湾・漁港 <input type="checkbox"/> 海岸 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 公共建築物 <input type="checkbox"/> 面的整備 <input type="checkbox"/> 主な公共サイン <input type="checkbox"/> 照明施設 <input type="checkbox"/> ストリートファニチャー <input type="checkbox"/> その他
工事に含む要素	<input type="checkbox"/> 法面 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 護岸 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 緑化
所属・担当者名	
②対象地周辺の景観の把握	
該当する景観計画の景観類型	(類型の名称)
周辺地域の成り立ち、歴史的資源等	
対象地からの眺望、対象地への視点場	
③配慮事項	
共通要素の配慮事項	
各施設の配慮事項	
④事業の進め方において配慮する点	
地域との協力内容	
工事中の景観配慮内容	

※参考図書として、イメージパース、景観シミュレーション資料等を添付のこと。

(参考) 関係省庁などの景観形成ガイドラインリスト

	ガイドライン名	内容
1	国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)	国土交通省の公共事業において、地域住民や学識経験者などの意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映する基本的な仕組みを確立することを目的とする。  (国土交通省, H19年4月)
2	道路デザイン指針(案)	道路分野における景観形成のためのガイドラインとして作成。解説書として「道路のデザイン(著:(財)道路環境研究所)」がある。  (国土交通省道路局・都市地域整備局, H16年4月)
3	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	防護柵の設置・更新を検討するにあたって、安全面の機能を確保したうえで、景観に配慮することについて、まとめたもの。  (国土交通省道路局, H16年4月)
4	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	河川景観の形成や保全を図ることを目的として、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法を示したもの。  (国土交通省河川局, H18年10月)
5	河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料	河川景観の形成や保全を図ることを目的として、必法を示したもの。  (国土交通局河川局, H18年8月)
6	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	砂防関係事業に伴い、良好な景観の形成を図るため、いつ、何を、いかに、なすべきかを体系的に示したもの。  (国土交通省砂防部, H19年2月)
7	港湾景観形成ガイドライン	港湾における景観形成推進のため、国、港湾管理者、地方公共団体、民間事業者など、港湾に関係する幅広い主体の参考図書として作成。  (国土交通省港湾部, H17年3月)
8	海岸景観形成ガイドライン	良好な海岸景観の形成を図ることを目的とした、海岸の整備等の方策を示す。  (国土交通省河川局, 港湾局, 農林水産省農村振興局, 水産庁, H18年1月)
9	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国の補助金やまちづくり交付金又は地域住宅交付金を受けて実施する、公共住宅等整備、住宅地区改良事業等の住宅・建築等の整備事業を対象としたガイドライン。  (国土交通省住宅局, H17年3月)
10	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) 「都市整備に関する事業による良好な都市景観形成の事例」	市街地再開発、土地区画整理、街路、都市公園、下水道などの事業を対象として、良好な都市景観を形成するための、考え方、具体事例等を示したもの。  (国土交通省都市・地域整備局, H17年3月)
11	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	官庁営繕部の事業において、景観に配慮していくための事例集。  (国土交通省住宅局, H16年5月)
12	景観デザイン規範事例集 (道路・橋梁・街路・公園編) (河川・海岸・港湾編)	各分野の公共事業において、景観デザインに配慮した計画・設計を行う際に参考となる事例を示したもの。  (国土交通省・国土技術政策総合研究所, H19年3月)
13	美の里づくりガイドライン	事項を取りまとめ、景観設計に必要な調査、計画、設計の考え方及び手法を解説。  (農林水産省農村振興局, H16年8月)